

産業廃棄物処理計画書

令和 7年 6月 23日

堺市長 殿



提出者

住 所 堺市北区南花田町36番地1

氏 名 大容建設株式会社
代表取締役 中谷利行

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-251-6600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大容建設株式会社
事業場の所在地	堺市北区南花田町36-1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	2,366万円
③従業員数	33名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none"> ○汚泥 →中間処理業者(脱水、固形化等)に委託して、再資源化 ○コンクリート破片、アスコン破片、木くず →中間処理業者(破碎、選別)に委託して、再生砕石や再生路盤材として再資源化 ○建設混合廃棄物 →中間処理業者(選別・破碎)に委託して、再利用出来るものは再資源化

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙「産業廃棄物の処理に係る管理体制図」のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃プラスチック類
	排 出 量	6088.01 t	2.975 t
	（これまでに実施した取組） <input type="checkbox"/> 分類、分別を行い、再資源化率を高める <input type="checkbox"/> 工法の改善 <input type="checkbox"/> リサイクル率の高い業者の選定 <input type="checkbox"/> 実寸発注の実施 <input type="checkbox"/> 再生資源利用促進計画の策定 <input type="checkbox"/> 梱包材の簡素化		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②木くず*
	排 出 量	4500.0 t	10.0 t
	（今後実施する予定の取組） <input type="checkbox"/> 現状の取組を維持・強化し、排出量の削減と再資源化率向上のため、分別収集の強化に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） <input type="checkbox"/> 国土交通省で定義する建設廃棄物の分類について、各作業所で可能な限り分別を実施し、産業廃棄物の総量の削減を目指している。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） <input type="checkbox"/> 現状の取組を維持・強化し、排出量の削減と再資源化率向上のため、分別収集の強化に努める。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

③木くず	④その他のがれき類	⑤コンクリート殻	⑥アスファルト・コンクリート殻
14.73 t	25.74 t	191.09 t	490.43 t

②計画

③その他のがれき類	④コンクリート破片	⑤アスファルト・コンクリート破片	⑥建設混合廃棄物(管理型)
15.0 t	150.0 t	300.0 t	10.0 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

⑦建設混合廃棄物(安定型)	⑧建設混合廃棄物(管理型)	⑨石綿含有がれき類	⑩ガラス陶磁器くず(石綿含有)
19 t	7.93 t	53.576 t	39.8 t

②計画

t	t	t	t

汚泥 (有害)	
0.79 t	t

t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組) ※実施なし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組) ※実施の予定なし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 6 年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組) ※実施なし		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組) ※実施の予定なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ※実施なし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ※実施の予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②廃プラスチック類
	全処理委託量	6088.01 t	2.975 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	○ 2社以上から見積りを徴取し、委託基準に従って業者選定をし書面による契約を交し、処理施設や保管場所等の状況を確認している。		

(第4面) - 2

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

③木くず	④そのたのがれき類	⑤コンクリート殻	⑥アスファルト・コンクリート殻
14.73 t	25.74 t	191.09 t	490.43 t
8.93 t	19.91 t	t	t
t	5.36 t	58.45 t	490.43 t
t	t	t	t
t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

t	t	t	t

②計画

t	t	t	t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

⑦建設混合廃棄物(安定型)	⑧建設混合廃棄物(管理型)	⑨石綿含有がれき類	⑩ガラス陶磁器くず(石綿含有)
19 t	7.93 t	53.576 t	39.8 t
t	t	53.576 t	39.8 t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

①汚泥(石綿含有)	
0.79 t	t
0.79 t	t
t	t
t	t
t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	①汚泥	②木くず
	全処理委託量	4500 t	10 t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ○可能な限り優良認定処理業者から選定する ○電子マニフェストの導入を推進している為、電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。 ○熱回収が可能な廃棄物は、熱回収業者へ委託する。 			
※事務処理欄			

(第5面) -2

②計画

③その他のがれき類	④コンクリート殻	⑤アスファルト・コンクリート殻	⑥建設混合廃棄物(管理型)
15 t	150 t	300 t	10 t
15 t	100 t	200 t	t
15 t	150 t	300 t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。